

政策会議報告書

平成28年3月23日

報告者 経営企画部長・総務部長

<p>件名</p>	<p>行政不服審査法改正に伴う体制について</p>		
<p>要旨</p>	<p>行政不服審査法の全部を改正する法律が平成28年4月1日から施行されます。</p> <p>不服申立てに関する公平性や使いやすさの向上を目的に審査の手続が見直され、審理員制度や附属機関への諮問手続が新たに導入されることから、法に示された「審査庁」「審理員（補助者）」「附属機関（事務局）」について、平成28年度より以下の体制にて対応します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■審査庁：文書行政課法務推進室 審査請求を受け、審理手続を行う審理員を指名する。 審理手続終了後、裁決を行う。</li> <li>■審理員：以下の部の次長 原処分に関与していない職員が、審査庁からの指名を受け、審査請求の審理を担う。 (経営企画部・財務部・市民部・福祉部・こども未来部 健康推進部・環境クリーン部・産業経済部・街づくり計画部 建設部・上下水道部（総務課担任))</li> <li>■審理員補助者：経営企画課職員（兼務予定の任期付職員含む） 審理員の指示を受けて、事務の一部を補助する。</li> <li>■附属機関事務局：文書行政課 審査庁の諮問を受け、附属機関が審理手続の適正性を含めた審査庁の判断妥当性をチェックする際、審議手続事務を補佐する。</li> </ul> <p>なお、上位の行政庁（県など）や各行政委員会等が審査庁である場合、あるいは、個別法で審査庁が定められている場合（情報公開・個人情報保護審査会など）は、上記体制を適用しません。</p>		
<p>所管名</p>	<p>経営企画部 経営企画課 総務部 文書行政課</p>	<p>電話番号</p>	<p>04-2998-9027 04-2998-9043</p>

※ 会議の7日前までに関係資料を添え、31部提出してください。

※ 報告書（関係資料を除く）のデータもメールで送付してください。